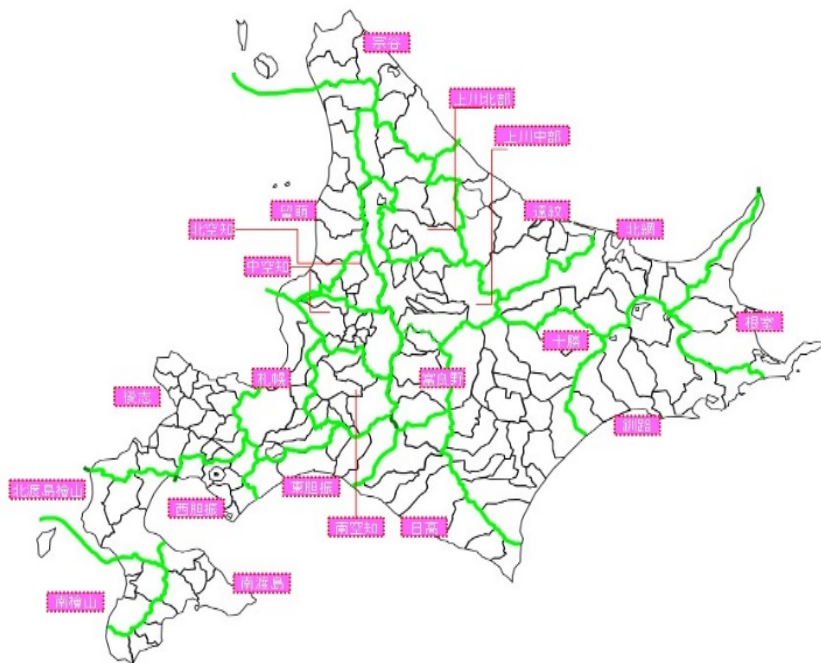


北海道

北海道における地域移行 推進に関する取組み

北海道が実施する地域移行推進の取組みについて紹介します。

1 県又は政令市の基礎情報



取組内容

【精神障害者の地域移行・人材育成に関する取り組み】

精神障がい者地域生活支援事業

- 精神障がい者地域生活支援センターの設置
- 地域移行研修の実施

基本情報

障害保健福祉圏域数 (H29年3月末)	21カ所		
市町村数 (H29年3月末)	179市町村		
人口 (H29年3月末)	5,348,102人		
精神科病院の数 (H29年3月末)	121病院 (政令市含む)		
精神科病床数 (H29年3月末)	20,039床 (政令市含む)		
入院精神障害者数 (H26年6月末)	3か月未満	3,488人 (19.4%)	
	3か月以上1年未満	3,204人 (17.8%)	
	1年以上	11,280人 (62.8%)	
	うち65歳未満	4,642人	
	うち65歳以上	6,638人	
退院率 (H26年6月末)	入院後3か月時点	61.1%	
	入院後6か月時点	80.5%	
	入院後1年時点	87.9%	
相談支援事業所数 (H29年5月末) ※ ①はH28年4月1日現在	① 基幹相談支援センター	63ヶ所	
	② 一般相談事業所数	399ヶ所	
	③ 特定相談事業所数	451ヶ所	
障害福祉サービスの利用状況 (H29年3月)	地域移行支援サービス	21人	
	地域定着支援サービス	136人	
保健所数 (H29年3月末)	道立	26カ所 (ほか市立3ヶ所)	
	※ 政令市設置保健所を除く		
(自立支援)協議会の開催頻度 (H28年)	自立支援協議会	2回/年	
	地域移行部会	2回/年	
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の有無と数	都道府県	有	1カ所
	障害保健福祉圏域	有	17カ所
	市町村	—	—
精神保健福祉審議会 (H28年)	2回/年、委員数15人		

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

・道では、入院中の精神障がい者が地域で自立した社会生活及び日常生活が送れるよう、病院や施設など地域の関係者と連携した支援を推進するため、「精神障がい者地域生活支援事業」として、次の2事業を実施しています。

ア 精神障がい者地域生活支援センター事業

- ・設置：北海道精神障がい者地域生活支援センター
（21障害保健福祉圏域に17カ所設置）
- ・内容：地域生活移行支援協議会の運営・開催、ピアサポーターの育成活用、精神科病院への支援、地域移行等の普及啓発 等

イ 精神障がい者地域移行研修事業

- ・内容：地域住民等への地域移行等の必要性・重要性の理解促進とピアサポーターの養成・支援の点から「地域移行研修会」、「地域エリア別研修会」、「ピアサポーター研修会」を開催

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

- ・地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みとして、「精神障がい者地域生活支援センター事業」において、地域生活移行支援協議会の運営・設置を位置づけており、現在、17ヶ所のセンターに、北海道や市町村の行政職員、精神科病院、相談支援事業者、福祉サービス事業者及びピアサポーター等、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場が設けられています。

- ・道では、地域生活移行支援協議会の業務のひとつに、精神障がい者の支援の推進のために必要な研修の企画立案を位置づけています。

研修の企画立案にあたり、「精神障がい者地域移行研修事業」を実施し、地域移行・地域定着の推進において中核的役割を担う人材を育成する「地域移行エリア別研修」や地域のピアサポーター活動の中心となる人材の育成・活動支援を行う「ピアサポーター研修」を通じて、地域包括ケアシステムの構築に向けた側面的な支援も行っています。

3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組む市・圏域（例）

関係機関の役割		
市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場	協議体の名称 設置根拠	—
	協議の内容	—
	協議の結果としての成果	—
障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場	協議体の名称 設置根拠	地域生活移行支援協議会 (設置根拠：北海道精神障がい者地域生活支援事業実施要綱)
	協議の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域の地域相談支援の向上に必要な支援技術等について ・退院患者の地域生活に係る地域課題について ・精神障がい者支援の推進に必要な研修の企画立案について 等
	協議の結果としての成果	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科病院へのヒアリング及び実施結果の共有 ・地域移行支援普及ポスターやピアサポーターリーフレットの作成 等
都道府県ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場	協議体の名称 設置根拠	北海道自立支援協議会地域移行部会 (設置根拠：障害者総合支援法第89条の3及び北海道自立支援協議会設置要綱)
	協議の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の地域移行に係る取組の推進について ・障がい者の多様な居住の場の確保推進について
	協議の結果としての成果	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者医療と福祉の連携研修会の結果報告 ・地域移行に向けた長期入院患者の状況調査の準備 等

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

- ・平成16年に国が策定した「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において、精神障がい者の“入院医療中心から地域生活へ”の移行が国の基本的施策とされました。
- ・これを受けて、北海道では、平成16～17年度に精神障がい者への退院促進支援に係るモデル事業を道内2圏域で実施し、その成果を踏まえて、平成18年度から「精神障がい者地域生活支援事業」を実施しております。
- ・本事業では、圏域ごとに設置されたセンターによる地域支援・地域の連携促進（精神障がい者地域生活支援センター事業）、また、精神障がい者の退院促進に係る支援者の養成（精神障がい者地域移行研修事業）を両輪とし、入院中の精神障がい者の地域移行促進に取り組んでいます。
- ・道では、今後も「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を念頭に置き、法改正等に応じた必要な見直しを行いながら、本事業の実施を継続していく考えです。

5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組における強みと課題

特徴(強み)

道内17カ所に設置する「精神障がい者地域生活支援センター」を中心に、圏域毎の課題を明確にして、当事者支援を行っている。

(地域の民間法人への事業委託により、圏域の特性を活かした支援が実施可能。)

課題

1. 「精神障がい者地域生活支援センター」の利用希望者が少なく、ピアサポーターの確保も困難な地域があり、支援の実績に地域格差が存在する。
2. 退院困難ケースをターゲットとした活動を展開しており、実施の効果について中長期的な視点が求められることから、事業の継続にあたっては、短期的な成果に左右されない安定した財源の確保が必要。

6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた指標の推移

NO	指 標	平成26年度	平成27年度	平成28年度
①	1年以上の精神科病院在院患者数(人) (各年6月30日現在)	11,280	10,386	—
②	各年度 地域移行支援利用者数(実人数)(人)	—	—	54
③	②のうち、退院した者の数(実人数)(人)	—	—	18
④	ピアサポーターの養成者数(実人数)(人)	94	88	95
⑤	④のうち、活動している者の数(実人数)(人)	94	88	95

【記入上の留意点】

- ③について ※利用年度の翌年度以降に退院した者については、利用年度に計上して下さい。
 ※退院後に再入院となった者については、退院した者(1人)として計上して下さい。
- ⑤について ※養成年度以降に、実際の活動を開始した者については、養成年度へ計上して下さい。

※平成26～27年度については、地域移行支援利用者の実人数を集計していない。

7 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた平成29年度の取組スケジュール

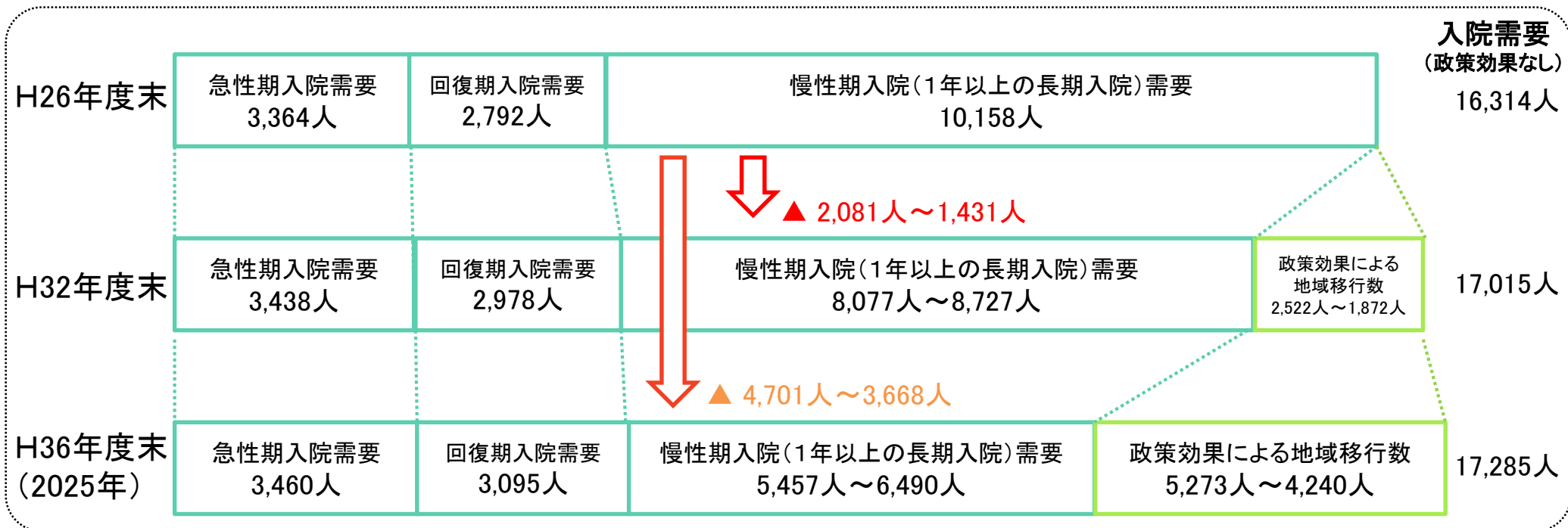
平成29年度の目標

1. 精神障がい者地域生活支援センターを中心として長期入院者の地域移行を促進する。
2. 精神障がい者地域移行研修を通じ、精神障がい者の地域移行に係る理解促進と地域の支援人材の確保に取り組む。

時期(月)	実施内容	担当
通年	<p>【精神障がい者地域生活支援事業】</p> <p>1 精神障がい者地域生活支援センター事業 精神障がい者地域生活支援センターの運営について、引き続き地域の法人に委託し、地域の当事者の支援を継続する。</p> <p>2 精神障がい者地域移行研修事業 研修により、地域移行の必要性・重要性の理解促進を進めるとともに、精神障がい者の地域移行を進める上で中心となる支援者やピアサポーターの養成を行う。</p>	<p>道立保健所 (17ヶ所)</p> <p>道保健福祉部</p>

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた目標設定（北海道）

- 政策効果を見込まない将来の入院需要を推計し、①「地域移行を促す基盤整備」、②「治療抵抗性統合失調症治療薬の普及」、③「認知症施策の推進」による政策効果を差し引いて、入院需要の目標値を設定



平成36年度末(2025年)までの政策効果の見込みの内訳

政策	地域移行する長期入院患者数の見込み(政策効果)	
① 地域移行を促す基盤整備	継続的な入院治療を要する長期入院患者(認知症除く)以外(長期入院患者(認知症除く)の30~40%)	3,306人~2,481人
② 治療抵抗性統合失調症治療薬の普及	継続的な入院治療を要する長期入院患者(認知症除く)の25~30%	1,491人~1,433人
③ 認知症施策の推進	認知症による長期入院患者の13~19%	476人~326人

合計 5,273人~4,240人 10